

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会  
特別活動ワーキンググループ  
主査 恒吉 僚子 様

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン  
共同代表 甲斐田万智子、喜多明人、野村武司

## 次期学習指導要領改訂に向けた要望 特別活動を「子どもの権利の学びと実践の機会」へ

### 要望の趣旨

現行の学習指導要領における特別活動は、学級活動・児童会生徒会活動・学校行事などを通じて集団活動や人間関係形成の力を育む重要な役割を果たしています。一方で、子どもを「権利の主体」として位置づけ、自ら意見を表明し学校運営に主体的に参加しながら民主的な社会の担い手として育つ視点は、必ずしも明確ではありません。

こども基本法(令和4年)はすべての子どもの権利保障を基本理念とし、国連子どもの権利委員会(2019年)は子どもの権利条約の原則を学校教育に組み込むよう日本に勧告しています。論点整理(p.102-103)「特別活動における改善」①~⑤を踏まえ、子どもの権利保障の観点から、以下の事項を答申に盛り込んでいただきますよう要望いたします。

### 要望1 特別活動の目標・趣旨に「子どもの権利」を明記する

特別活動の目標・趣旨において、子どもを「保護や指導の対象」ととどまらない権利の主体として位置づける視点を明確に記載し、「子どもの権利条約の理念のもと、児童生徒が権利の主体として自己及び集団・社会のよりよい在り方を主体的に追求し、民主的な社会の創り手として育つことを目指す」旨の文言を目標に盛り込むことを要望します。子どもの意見表明・参加を保障した上でエージェンシーの育成を教育目標に位置づけるとともに、互いの尊厳と権利を尊重しウェルビーイングを高め合う視点を明記してください。

【根拠】子どもの権利条約第12条・こども基本法第3条・こども大綱(令和5年)は、子どもの最善の利益・意見尊重・ウェルビーイングを基本理念として掲げている。

### 要望2 児童会・生徒会活動における子どもの参画権を実質的に保障する

児童会・生徒会活動を権利条約第12条に基づく「意見表明・学校運営への参画の場」として位置づけ、校則を含む学校運営上の重要事項について子どもが意見を述べ、議論し、意思決定に反映される仕組みを整備することを明記してください。教員はファシリテーターとして関与することを明確化し、「発達段階に応じて」は参加制限ではなく参加を可能にするための支援を意味することを解説に明記してください。

【根拠】「こども大綱」(令和5年)は「こどもや若者が参画できる環境の整備」を重点事項とし、現行制度では形式的な存在にとどまりがちな生徒会を、実質的な参画権の保障の場へ転換することが求められている。

### 要望3 学校行事における子どもの主体的参画を制度的に保障する

学校行事を「教員が計画し子どもが実行する」活動から「子どもが目的・内容・方法を主体的に構想・創造する」活動へ再定義し、「児童生徒が目的を理解し、参画し、振り返る」プロセスを必須として位置づけてくださ

い。行事参加に際して子どもの身体的・精神的状態や信条への配慮を明記し、行事後のフィードバックを学校運営に反映させる仕組みを推奨してください。

【根拠】子どもの権利条約第 29 条が示す「子どもの人格・才能・能力の可能な最大限の発達」は、画一的な行事体験ではなく、個を尊重した主体的な体験によってこそ実現される。

#### 要望4 学級活動・ホームルーム活動に「権利と参画」の学習を位置づける

学級活動・ホームルーム活動において、子どもが「権利と責任」について学び話し合う機会を活動内容として明示してください。学級・学校のルール立案・決定において「児童生徒が意見を表明し適切に反映される」プロセスを設け、「納得解の形成」を意思決定原則として位置づけ、安易な多数決に頼らず少数意見を十分に検討する民主的議論を保障してください。心理的安全性の確保を全特別活動の基盤として明記し、教員がその環境をつくる責務を担うことを明記してください。

【根拠】権利条約第 12 条は意見表明とその尊重を求めており、「自分の意見を表現する活動の充実」は論点整理の検討イメージにも明記されている。

#### 要望5 教員の子どもの権利理解を支える研修・指導体制を整備する

特別活動を担当する教員が権利ベースアプローチで実践できるよう研修機会を充実させ、教員が「指導者」であると同時に「子どもの権利を守るファシリテーター」としての役割を果たすべき存在であることを解説書に明示してください。いじめ・体罰・不当な強制等への対応指針を解説に盛り込み、子どもの権利に関する教材・事例集の整備を国として推進することを明記してください。

【根拠】国連子どもの権利委員会は教員研修における子どもの権利の位置づけを日本に繰り返し勧告している。

#### おわりに

社会の変化が加速し、単一の正解を求めるよりも、多様な立場を踏まえながら納得解を創出する力が求められる時代を迎えています。これからの教育においては、集団活動を通して協調性を育むことに加え、一人ひとりの尊厳と権利を守り合い、対話を通じて民主的に社会へ参加できる市民を育てる視点が一層重要です。学習指導要領の改訂では、特別活動を「子どもの権利の学びと実践の機会」として発展的に位置づけ、学校を子どもの権利が保障されウェルビーイングが支えられる場へ変えていくことが求められます。わたしたちが要望する5つの事項は、次期学習指導要領が目指す「民主的で持続可能な社会の創り手の育成」と完全に整合すると考えております。引き続き、本要望の実現に向けた対話と協働に積極的に参加する意志をもっております。

#### 【参照条文等】

国連子どもの権利条約(1989年採択、日本1994年批准)第12・13・14・15・28・29条 / こども基本法(令和4年法律第77号)第3条 / こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

中央教育審議会「論点整理」(令和7年10月20日)第七章(6)pp.100-103 / 現行学習指導要領(特別活動)小学校・中学校・高等学校

国連子どもの権利委員会 日本に関する総括所見(2019年) / 生徒指導提要(令和4年改訂)

以上